

「松阪市施設使用料等の見直し方針（案）」へのご意見の概要と市の考え

実施期間：令和3年1月13日（水）～令和3年2月8日（月）

ご意見をいただいた件数：3件（2団体）

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え
1	5～6ページ 4(2) 減免 基準	減免基準に「高等学校」を加えていただきたい。「減額」でも構わない。	施設使用料の減免制度は、相当する費用は公費で補うことになり、活動の支援・社会参加の促進等観点からみると必要性があるものの、受益者負担の観点からみると例外的な運用です。そのため、公平性や必需性を鑑み、全施設共通の減免基準としては、義務教育までの活動に限定しました。
2	全体	人工芝グラウンド等の設備は傷みやすく、定期的な整備が必要である。適正な環境を維持するために必要な維持費の算出を希望する。	見直し方針（案）は、施設の利用者に施設の運営や維持管理にかかる費用を適切にご負担いただくというものです。今後、この方針に基づき、適切な使用料を算出いたします。
3	その他	インターネットができる環境を整備してほしい。	ご意見として参考にさせていただきます。